

平成30年度 事業計画

I 農業・農村及び農業委員会組織をめぐる情勢と課題

1 農政改革等の進行

(1) 平成30年産から国による生産数量目標配分の廃止や、米の直接支払交付金の廃止など米政策が見直されるのを受け、県は県全体の生産目標と市町別内訳を提示し、生産者への対応を含め具体的な取組は市町村ごとの地域再生協議会で協議することとされた。

米の消費量が減少する中で供給過剰となれば、米価の下落は明らかであり、需要に応じた生産と水田フル活用による所得の最大化を目指す必要がある。

(2) 国は、農業の成長産業化に向け生産から加工・流通・消費に至る構造改革を推進するため、先の国会で収入保険制度の導入や土地改良制度の見直しなど関係8法を改正・廃止した。さらに、今通常国会で、所有者不明農地の利用促進や、底地を全面コンクリートにした農業用ハウス等の農地転用許可不要など農地法等の改正、農地を借りている扱い手の意見がより反映されるよう土地改良法の改正など9法案の審議が予定されている。

このように規制改革・地方分権が進行し、農業委員会組織としては、農地制度等が改正される中で関係機関と連携を図りつつ、これに的確に対応した取組の強化が必要である。

2 TPP・FTA・EPA等の動向

アメリカが離脱したTPP11（環太平洋経済連携協定）は、今年1月に最終決着し、3月に署名式が行われたのち、国は今国会での承認を目指すとされる。また、EUとのEPA（経済連携協定）は昨年12月に最終合意に達した。アメリカとの日米経済対話は1月から事務レベル会合が開始されたが、FTA（自由貿易協定）に向かうのではないかという懸念がある。

国は、TPPとEPA対策費として平成29年度補正予算で3,170億円を手当てしたが、国内農業生産が最大2,600億円減との影響試算に留まるか不透明である。

今後とも、国際的な動向にも注視していく必要がある。

3 農業生産構造等の変化

(1) 長引く農産物価格の低迷や生産資材の高騰等が農業経営を圧迫するとともに、担い手が減少・高齢化するなど農業生産構造の弱体化が進行している。

このため、農業経営の後継者や営農組織・法人における次世代経営者の確保による農業経営の円滑な継承を図りつつ、新規就農・就業者の確保に努めるとともに、活かすべき農地・守るべき農地を対象とした圃場整備事業の実施や、農地中間管理事業の積極的な活用等により担い手への農地の集積・集約化を加速していく必要がある。

(2) 高齢化や人口減少が続いている農村地域において、地域コミュニティ機能を維持しつつ、多様な地域資源を活用した6次産業化の推進と雇用・所得の創出が必要である。また、中山間地域の農業生産や生活を脅かしている鳥獣害被害には、有効な対策の検討が必要である。

4 改正農業委員会法による新体制への移行

昨年度までに31農業委員会が新体制に移行し、今年度は4農業委員会が移行して8月までに全農業委員会が新体制となる。また、「農地を守り、担い手を育てる」という農業委員会活動の基本は変わらないものの、農地利用の最適化が最重点課題となったことから、従来の相談を受ける「待ち」の姿勢から、積極的に地域に飛び込み活動する「行動する農業委員会」が求められている。

(1) 新体制に移行した農業委員会は、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という）との連携によるこれまでの活動体制と活動実績・成果を検証し、体制のより強化に向けた見直しが必要である。

また、農地等の利用に関する最適化の推進に関する指針を定め、毎年度、その取組状況及び事務の実施状況を公表することとされているので、その徹底により「業務の見える化」を図る必要がある。

(2) 今後移行する農業委員会は、先行する農業委員会の取組を参考に、農業委員と推進委員の活動体制のあり方を検討するとともに、「平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画」の策定などにより円滑な移行を図る。

5 農地利用最適化の推進

平成28年度の担い手への農地集積率は60.0%と全国を6ポイント上回るもの、目標とする90%を達成するためには改正法で法令業務に位置付けられた農地利用の最適化に向けて、農地中間管理機構との密接な連携による取組の加速化が

必要である。また、農地台帳の整備・公表（全国農地ナビ）、農地パトロールの計画的かつ着実な実施とともに、担い手の減少・高齢化が進む中、新規就農者・就業者の農業参入を促進することが必要である。

II 事業の実施方針

これらの情勢と課題を踏まえて、今年度は新体制への円滑な移行と、移行済委員会の活動状況等の検証・見直しによる体制強化を支援する。

また、改正法が目指す担い手への農地の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消及び新規参入の促進という「農地等の利用の最適化」の推進による成果の確保に向けた取組を最重点に支援する。

併せて、農業者や地域の声を積み上げて、関係行政機関等に積極的に施策改善を提案する。こうした取組により、地域の実情に即した多様な担い手の確保・育成と農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を目指す。

これらの活動の展開に当たっては、農業委員、推進委員の資質向上と事務局体制の強化を図るために、各種研修会や検討会等を開催するとともに、関係行政機関・農業団体等と連携を密にした支援活動に積極的に取り組むこととし、今年度の重点推進事項を以下のとおりとする。

平成30年度に重点的に取り組む課題

- 1 円滑な事業推進に向けた諸会議等の開催
- 2 新たな農業委員会制度の下での組織・活動体制の整備・強化と「目に見える農業委員会活動」の推進
- 3 農業・農村の現場の声を農政に反映して行く活動の推進
- 4 法令審議の透明性確保と農地利用の最適化の成果確保に向けた取組
- 5 担い手の経営改善と新規就農者・人材確保対策の推進
- 6 農業者年金加入者の拡大対策等の推進
- 7 農業・農業者等に関する情報提供活動の強化

III 事業実施計画

1 諸会議の開催

事業方針に基づき、適確な業務を推進するとともに、系統組織全体として所期の目的達成と役割を發揮するため、次の会議を開催する。

会議の種類	備考
(1) 総会	年2回
(2) 理事会	年3回程度
(3) 常設審議委員会	毎月
(4) 役員会	随時
(5) 監査会	年1回
(6) 農業委員会会長会議	年2回程度
(7) 地域別農業委員会会長・事務局長会議	年1回
(8) 農業委員会事務局長会議	年2回程度
(9) その他必要な会議	

2 組織・強化対策

改正農業委員会法施行3年目を迎え、本年度8月には全農業委員会が新体制に移行することから、移行後の体制の整備について引き続き支援するとともに、全農業委員会の所掌事務の適正執行と農地利用の最適化の推進の強化と成果を確保するため、各種研修会をはじめ、多様な支援活動を行う。

(1) 新たな農業委員会制度の下での組織・活動体制の整備強化

① 農業委員会の新体制への円滑な移行と農地利用の最適化の取組を推進するとともに、農業委員、推進委員及び農業委員会職員の資質向上と事務局体制の強化など活動体制の整備・強化を支援する。

② 本県においては平成28年度に10農業委員会が新体制に移行、平成29年度に21委員会が新体制に移行した。今後、8月までに全農業委員会が新体制となることから、先行した農業委員会の情報を収集するとともに共有化を進め、新体制への円滑な移行と体制の強化を支援する。

また、新体制に移行した農業委員会は、農業委員と推進委員との連携による活動体制と活動実績・成果を検証、必要な見直しを行うとともに関係予算の積極的な活用により体制を強化する必要がある。

そのためには、農地利用最適化交付金の活用が重要となっていることから、引き続き各市町村における農地利用最適化交付金に係る上乗せ条例の整備を支援する。

(2) 農業委員会の活動支援

① 農業委員会活動計画づくりと課題解決への支援

農地利用の最適化を進めるため、新体制に移行した農業委員会における「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の策定・実践のための助言・協力をを行う。

また、農村現場における「目に見える農業委員会活動」を推進するため、農業委員会における前年度の実施状況等をインターネット等で公表を行うとともに、活動計画の策定等の目標づくりと課題解決に向けた実践活動について支援を行う。

② 農業委員会巡回活動の実施

農業委員会系統組織の活動の推進と連携強化を支援するため、各農業員会への巡回を実施するとともに、農業委員会業務推進検討会を開催する。

③ 農業委員会の取組の情報収集・提供

農業委員会組織が推進してきた地域農業の振興や担い手育成、遊休農地対策等の取組やその成果について、農業委員会活動事例集や農地パトロール実施状況の作成をはじめ、組織内外に発信し広く理解促進を図る。

(3) 「新・にいがた地域農業再生運動」の推進

平成28年度からの新たな全国運動のもと、「新・にいがた地域農業再生運動」の実施要領に基づき、農業委員会組織の活動理念である「農地を守り、地域の担い手を育てる」を柱とした活動を強力に推進する。運動の展開に当たっては、農地利用の最適化の推進とともに「農地利用の最適化・活動結果シートの活用」等、「目に見える活動」の実践に向けた取組を強化する。併せて、取組事例や成果を組織内外へホームページ等により情報発信をしていく。

また、新たに農地利用の最適化に向けた「1農業委員会1モデル地区」を設定し、農業委員・推進委員がチームを組んだ活動を推進する。

(4) 各種研修会の開催

区分	研修名	備考
委員研修	ア 農業委員会会長研修 イ 農業委員会役員等研修 ウ 新規農業委員・農地利用最適化推進委員研修 エ 地域別農業委員会研修 オ 女性農業委員等研修	
職員研修	カ 新任農業委員会職員研修 キ 農業委員会業務担当者研修（担当者会議を兼ねる。） ク 課題別農業委員会業務担当者研修	
現地研修	ケ 課題別現地研修 ・遊休農地解消対策、農地利用集積、他 コ 農業委員会推進委員代表者現地検討会	

(5) 自主的組織への支援

「にいがた女性農業委員の会」が取り組んでいる男女共同参画の促進や食育活動等の取組について支援・協力を行う。

また、「農業委員会新潟県職員研修協議会」が行う職員研修事業等について支援する。

3 農政対策

政府は、農業の成長産業化に向けた農業改革の検討を進め、平成28年11月に「農業競争力強化プログラム」を取りまとめ、昨年29年12月には「農林水産業・地域の活力創造プラン」を改定し、林業と水産業の成長戦略を追加するとともに、農地法や土地改良法等の関係制度の見直しを盛り込んでいる。

一方、TPP11の新たな協定や大枠合意されたEU経済連携協定等について、国内対策等を含め多くの課題が残されている。

また、本年度からの国による米の生産数量目標配分の廃止に伴う米政策の見直し改革や新たにスタートする収入保険制度等を見据え、農業委員会組織として平成30年度を農政改革への対応の重要年度と位置付け、農業委員会における「地域の農業者等との意見交換会」をはじめ、農業・農村現場の声をくみ上げ集約し、農業者の公的代表組織として、農業・農村及び農業経営の現場の声を農政に反映する取組を進める。

(1) 提案・要請活動

農業者の公的代表組織として地域農業の実態や課題を踏まえた扱い手等の声を農業施策に反映されるよう提案・要請活動を行う。

- 全国農業会議所と連携した全国統一農政活動
- 県及び県議会への施策提案活動
- 県議会議員との農政懇談会の開催
- 新潟県農業委員会大会の開催
- 新潟県農林漁業六団体会長会議と知事との意見交換会の実施

(2) 調査活動

農地の売買価格や農作業料金等に関する情報は農地の有効利用を図る上で重要な情報であることから、各種調査活動を行う。

- 田・畠売買価格等に関する調査
- 農作業・労働賃金等に関する調査
- 農業委員会体制の実態調査
- その他政策提案等のための調査

4 農地対策

農地法等の適正執行はもとより、農業委員会法第6条第2項で必須となった「農地利用の最適化」の具体的な柱である「扱い手への農地の集積・集約化」、「遊休農地対策」及び「新規参入の促進」が円滑に進みその成果が確保されるよう、農業委員会における取組を支援する。

あわせて所有者不明農地の貸し付け手続きや全面コンクリート張りとした農業用ハウスの取り扱い等、今後予定されている改正に関して迅速な情報提供に努める。

(1) 法令に基づく常設審議委員会での諮問案件の審議・答申法令審議を適正に実施するため、次の取組を行う。

- ア 農地法、農業経営基盤強化促進法、農業振興地域の整備に関する法律、土地改良法、土地区画整理法等の規定に基づく知事並びに知事からの権限移譲を受けた市町村農業委員会等からの諮問に対する適正な審議及び答申
- イ 農地法に係る案件についての現地調査及び農地相談活動の実施
- ウ 関係法や制度に係る農業委員会が実施する事務推進の支援

(2) 農地転用許可事務等の適正執行の支援

農地の確保・有効利用を図るため、改正農地法を踏まえた農地の転用許可事務および違反転用の処理、農地所有適格法人等の要件確認事務、賃借料情報の公表等が、円滑かつ適正に執行されるよう農業委員会に助言・協力を行う。

(3) 農地情報の公開システム（全国農地ナビ）の運用の支援

平成26年4月の農地法改正により、農業委員会の「農地台帳」の整備と農地情報の公表が義務化され、これに対応するための「農地情報公開システム・フェーズ2」が全国段階において構築されたところである。

平成29年度中には、多くの農業委員会が旧農地台帳システムのデータを変換、農地情報公開システムに移行したところであるが、データの不具合等により一部農業委員会では移行が完了していない状況にある。

このことから、引き続き円滑な移行と運用について積極的な支援・協力を行うこととする。

なお、農地情報の公開については農業内外からの注目度が高いため、全国農地ナビにおいて最新かつ精度の高い情報が公開されるよう、農地利用状況調査の結果反映や他の法定台帳等との照合等が円滑に実施できるよう、情報収集・提供に努める。

(4) 担い手への農地の集積・集約化の実践と成果の確保

関係機関・団体と連携した人・農地プラン等の地域の話し合い活動への農業委員・推進委員の積極的な関与を推進するため、検討会や研修会の開催及び、活動事例の収集・提供により活動を支援する。

また、農業委員・農地利用最適化推進委員の担当地区における活動推進にむけ、1農業委員会1モデル地区作りを進める。そのため県内数地区で重点地区を設定し推進マニュアルを作成する。

(5) 遊休農地対策の計画的な実施に向けた支援

農地法により農業委員会の必須業務とされている農地の利用状況調査や利用意向調査、農地中間管理機構との協議の勧告などを計画的かつ着実に実施できるよう「平成30年度農地パトロール実施要領」を作成するとともに、会議・研修会において制度の周知徹底と、定期的な進行管理と助言による支援を行う。

また遊休農地の発生防止・解消に向けて県担い手育成総合支援協議会が実施

する「見える化事業」及び「耕作放棄地再生利用緊急対策交付金」の活用を促進する。

併せて、耕作放棄地解消事例の収集と情報提供や、現地研修会を開催するとともに、全国農業会議所が主催する「第11回耕作放棄地発生防止・解消活動表彰事業」の募集及び県代表審査を行う。

(6) 新規参入促進への支援

農業委員会組織内の相互連携を図りながら、新規就農者や一般法人等の農業参入に対し農地制度が適正かつ適切に推進されるよう相談活動を行うとともに、参入事例の収集と情報提供等により農業委員会を支援する。

特に、新規就農者に対し、農業委員・推進委員が行う相談活動を推進するため情報提供等の支援を行う。

5 担い手・経営対策

(1) 担い手の経営改善に向けた支援

農業会議が事務局を担当する県担い手育成総合支援協議会において、関係機関・団体と連携して農業経営の法人化、円滑な経営継承、規模拡大等（6次産業等）に関する支援を行う。あわせて認定農業者等の経営改善に向けた研修会を開催する。

また、収入保険制度の導入に伴い、加入要件となる青色申告制度の啓発に努める。

(2) 新規就農者の確保・育成対策

① 新規就農相談事業の推進

県青年農業者育成センターと連携して、「新潟県新規就農相談センター」と「無料職業紹介所」としての窓口機能を担うとともに、新規就農チャレンジフェアの開催等により新規就業（雇用就農）・独立就農（新規参入）、経営継承への相談活動等の支援を行う。

なお、新規就農の推進にあたっては関係市町村・農業委員会と連携して実施する。

② 農業法人等の雇用対策

青年農業者の育成に向けた雇用就農の促進と定着率の向上を図るため、全

国農業会議所から委託を受け、農業法人等が新規採用者に対して行うOJT研修を支援する。

また、農業法人等が雇用・労務管理を改善し、従業員の定着率向上を図るため関係機関・団体と連携した支援を行う。

(3) 農業経営者組織の活動支援：

新潟県農業経営者協会及びその構成団体（県稲作経営者会議、県施設園芸経営研究会、県養豚経営者会議、県肉用牛経営者会議、大日本農会新潟支会）、並びに（一社）新潟県国際農業交流協会の活動を支援する。また、県担い手育成総合支援協議会の事務局として市町村段階の認定農業者組織を会員とする新潟県認定農業者会の活動を支援する。

6 農業者年金対策

(1) 加入推進活動

加入推進に向けた本年度からの新たな運動において、独立行政法人農業者年金基金、JA新潟中央会、県農業者年金受給者連盟ならびに市町村農業委員会、JAと連携して目標達成に向けた活動を行う。

特に各地区に設置する加入推進部長等に対する研修会の開催、巡回等を実施する。

(2) 業務の適正執行に向けた支援

年金の適正な受給に向け、農業委員会・JA担当者への研修会等の開催、日常窓口による指導、助言、被保険者や受給者に対する日常的な相談活動と、巡回を行う。

7 情報対策

改正法に位置づけられた「農業一般に関する情報の提供について、地域農業の振興、及び担い手の経営発展等に資する情報発信・提供活動を計画的に行う。

(1) 情報の発行等

ア 農業会議だより「農のかけ橋」の発行

イ 農政情報（資料）の提供

ウ 県内農業委員会の活動を広く情報発信するため農業会議ホームページによ

り、農業会議の各種活動を紹介するとともに、各農業委員会の「目に見える活動の実践」を隨時紹介する。

(2) 情報提供推進業務の実施

農地利用の最適化の取組とその横展開を図るため、農業委員、推進委員等農業委員会組織関係者との連携のもと「全国農業新聞」及び「全国農業図書」の普及拡大を図るとともに、編集および代金回収等の購読者管理を行う。

また、農業委員会が行う独自の情報提供活動の充実を図るため、農業委員会だより編修研修会の開催等により支援する。

